

## 公益通報制度運用の前提となる事項の更なる取組の促進（法制度上の手当）

### 【背景】

公益通報制度の運用の前提となる事項（例：体制整備、社内周知、責任者配置）について、法制度上の手当での必要性が指摘されている。

#### 【参考】調査・有識者ヒアリング等における指摘

- ・「法制度の実効性を確保すべく、制度の運用改善及び 法の改正を含めた措置を検討されたい」（平成 25 年 7 月 23 日消費者委員会意見）
- ・「制度の実効性を向上させていくことは社会全体の利益を図る上で有用であるという意義を踏まえ、（中略）制度の見直しを含む必要な措置の検討を早急に行った上で、検討結果を踏まえ必要な措置を実施する」（平成 27 年 3 月 24 日消費者基本計画（閣議決定））
- ・内部通報制度自体を法の中に具体的に取り込まないで、いわば行政指導という形でやってきた側面が非常に強かった。そここのところを今後どう取り入れていくのか、というのもこの検討会で考えていただきたい。（第 1 回検討会における指摘）

#### 【体制の整備等について】

- ・「公益通報があった際の事業主の行為規範については、特段定めがない。公益通報を受けたときに事業主の基本的な義務、又は内部通報制度の奨励などを一定の法律事項にするということを検討してもいい」（ヒアリング p35・No. 162）
- ・「内部統制システムの構築については会社法や金融商品取引法の中に置かれているが、公益通報者保護法にもこの点を明記したほうがいい。景品表示法第 7 条を参考にするのが一つ」（ヒアリング p36・No. 164）

#### 【内部通報制度、関連規程等の周知について】

- ・「労働基準法では、労働者への周知を使用者に義務付けている。労使関係においては関係法令を労働者が知っているということを前提にしないではいけないのだが、放っておくとなかなか労働者に周知されない。」（ヒアリング p36・No. 166）
- ・「不正を早期に発見し自浄作用を働かせるという 制度の趣旨・目的を、機会があるごとに会社トップや部署・支社の長が自らの言葉で従業員に周知徹底することが重要。」（実態調査 p39）

#### 【一定の能力、知見等を有する責任者の配置について】

- ・「通報窓口における適切な処理を促進し運用の充実を図るため、窓口担当者に一定の資格等求めるような制度を設けても良いのではないか。」（実態調査 p43）
- ・「窓口は設けているが、担当者に理解がないため、通報がきちんと処理されず、通報した人がかえって二次的被害を受けるという事例が多い」（実態調査 p43）

### 【現状】

現行の公益通報者保護法には、事業者における内部通報制度の制備等を求める規定はない。

### 【有識者ヒアリング結果等から示唆される方向性】

制度運用の前提となる事項（例：体制整備、社内周知、責任者配置）については法制度上の手当も検討し、事業者の取組を更に促進することとしてはどうか。

（※ 体制整備、社内周知、責任者配置に係る他制度の例は[参考4](#)参照）